

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内訳（208億円の内訳）

目 的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援二重の高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり10,021千円
補助率：2/3
実施主体：市町村（特別区含む）



子育て支援を行う
民間団体等*
(こども宅食等)
※要対協の構成員に限定しない

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



支援スタッフが訪問等を実施
見守り体制の強化
こどもの居宅等

見守り支援

- 支援が必要なこども等の把握
- 養育状況の把握 ■ 心のケア
- 孤独・孤立の解消 など

相互連携・
情報共有

要保護児童対策地域協議会

- ・ 支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する役割分担の決定
- ・ 確認や支援に関する進捗管理、総合調整 等

定期的な状況把握・支援



アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村
- ② 都道府県

4 補助率

- 児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円



プログラム2.
事務局による事前準備質問

1. 制度全体の枠組みについて

(1) 2つの制度の関係や機能は、以下のような整理でよいか？

(水色の部分が今回「アウトリーチ支援・宅食事業」予算で拡充された部分との理解です。)

実施主体： 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託又は補助先： 都道府県内で広域に活動する中間支援法人（民間団体） ● 補助率：国 2/3、都道府県 1/3 ● 補助単価案： 1都道府県 6千万円
※第4(2)の 事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修等（4（2）①）※必須 ● 民間団体等への<u>こども宅食等の費用の助成</u>、ノウハウ提供や助言等（4（2）②） ● <u>自らこども宅食等を運営する</u>（4（2）③） ● 食品・食材等の提供、広報、自治体への働きかけ等の支援（4（2）④）
実施主体： 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託又は補助先： 民間団体 ● 補助率：国 2/3、市区町村 1/3 <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象児童等の見守り活動（来所・訪問） 補助基準額： 1か所当たり 10,021千円 ● 居宅訪問の場合、<u>巡回活動費強化 + 5,218千円 拡充</u> ※第4(1)の事業

この部分は
もともと
「支援対象
児童等見守り
強化事業」

(2) 巡回活動費強化 (+5,218千円) の部分は、支援対象児童等見守り強化事業との併用が想定されている(巡回活動費強化 単体で利用は想定していない)、との理解でよいか？

その場合、市区町村は形式上、2種類の補助金を国に申請するが、実質的には2つ併せて(まとめて)国から確認を受ける運用になる、という理解でいいか？

実施主体： 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 都道府県内で広域に活動する中間支援法人(民間団体) 補助率：国 2/3、都道府県 1/3 補助単価案： 1都道府県 6千万円
※第4(2)の 事業	<ul style="list-style-type: none"> 研修等(4(2)①) ※必須 民間団体等への<u>こども宅食等の費用の助成</u>、ノウハウ提供や助言等 (4(2)②) <u>自らこども宅食等を運営する</u>(4(2)③) 食品・食材等の提供、広報、自治体への働きかけ等の支援(4(2)④)
実施主体： 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 民間団体 補助率：国 2/3、市区町村 1/3 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象児童等の見守り活動(来所・訪問) 補助基準額： 1か所当たり 10,021千円 居宅訪問の場合、<u>巡回活動費強化 + 5,218千円 拡充</u> ※第4(1)の事業 </div>

(3) 県域事業（実施要綱 第4(2)の事業）のうち、4つの活動について、補助単価案 上限 6千万円の使途の内訳は、地域の実情に応じて各都道府県で自由に設計してよいのか？
また、事務局の管理経費に上限はあるか？

実施主体： 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 都道府県内で広域に活動する中間支援法人（民間団体） 補助率：国 2/3、都道府県 1/3 補助単価案： 1都道府県 6千万円
※第4(2)の 事業	<ul style="list-style-type: none"> 研修等（4（2）①）※必須 民間団体等へのこども宅食等の費用の助成、ノウハウ提供や助言等（4（2）②） 自らこども宅食等を運営する（4（2）③） 食品・食材等の提供、広報、自治体への働きかけ等の支援（4（2）④）
実施主体： 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 民間団体 補助率：国 2/3、市区町村 1/3
	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象児童等の見守り活動（来所・訪問） 補助基準額： 1か所当たり 10,021千円 居宅訪問の場合、巡回活動費強化 + 5,218千円 拡充 ※第4(1)の事業

(4) これまで食品以外にも日用品が対象になってきたが、今回あらためて、「おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する」と事業目的や見直し部分に明記した背景はどのようなものか？

▶令和3年7月1日 厚労省通知のQ&A：<https://www.mhlw.go.jp/content/000807110.pdf>

(5) 「こども自身が支援の申し込みを行えるような工夫をすること」を明記した趣旨は何か？

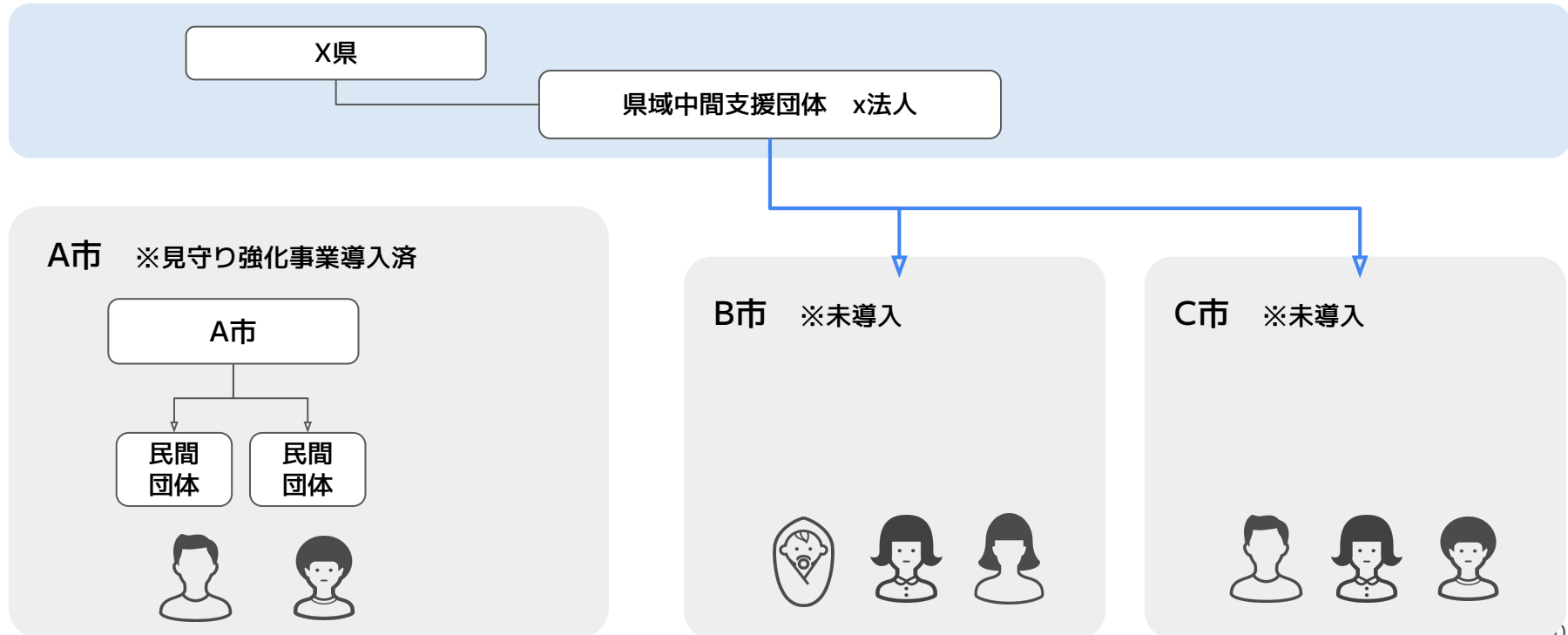
(こども宅食応援団) 全国のこども宅食団体の取り組み例：

- 対象の子どもの発見について、スクールソーシャルワーカーと連携する。
- 申し込みをLINEやInstagramから受け付ける。デザインを若者向けにする（ダサくしない）。

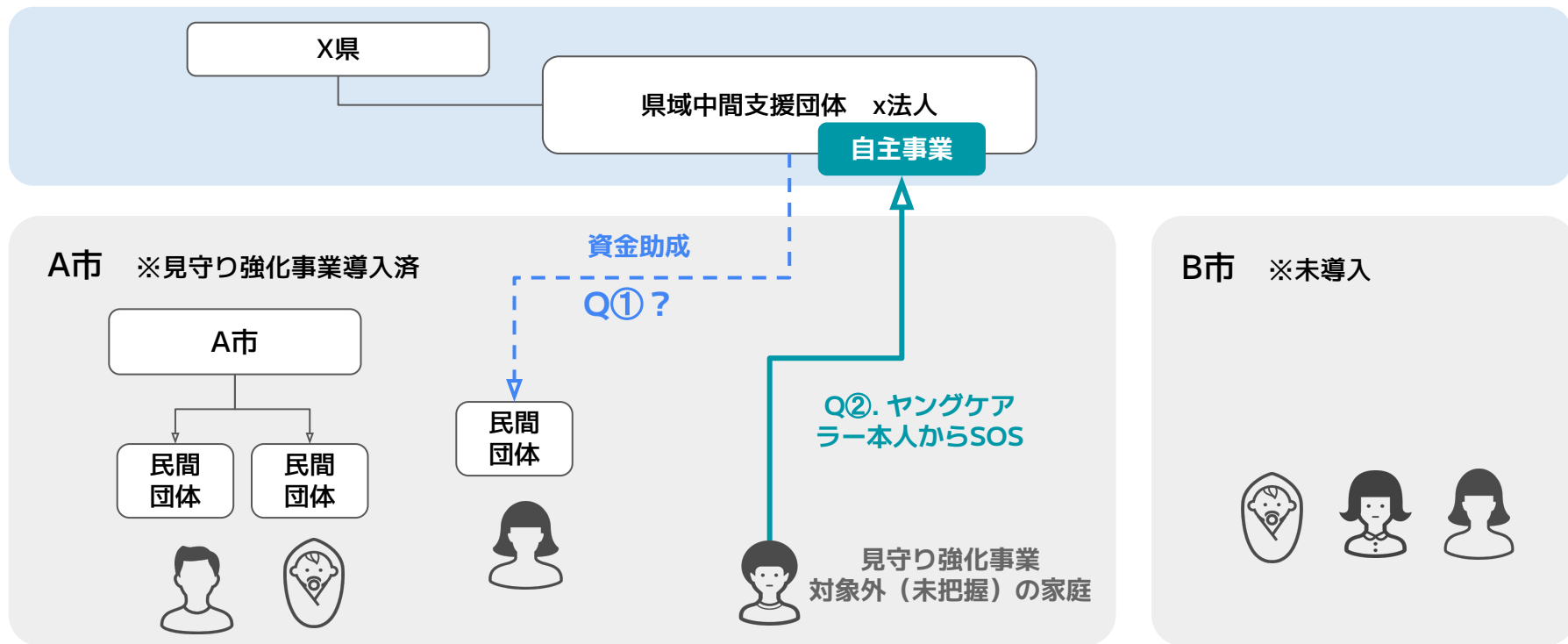
(6) 現在、補正予算で措置されているが、来年度の見通しはどのようなものか？

2. 都道府県と市区町村の 連携について

- 今回、県域中間支援法人による事業を新設した理由はなにか？



- ① すでに見守り強化事業を実施している市町村に所在するが、補助を受けていない団体から、県域中間支援法人に資金助成や物資サポートの要請があった場合はどうか？
- ② また、見守り強化事業を実施している自治体に住んでいるが当該事業の対象ではない家庭から、直接中間支援法人に支援要請があった場合はどのように対応したらよいか？



3. 個人情報情報の取り扱いについて

- 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

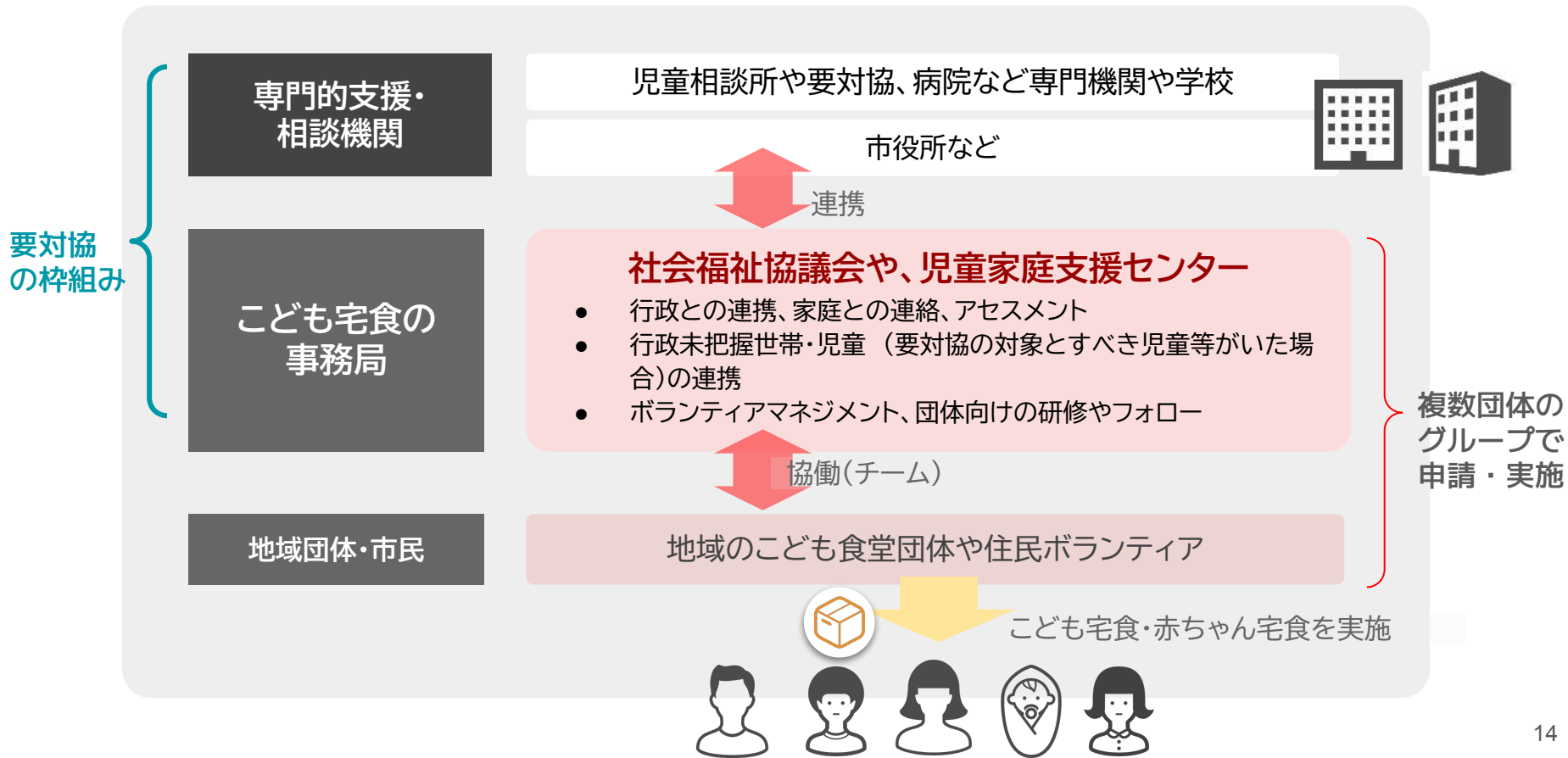
▼ (こども宅食応援団) 全国で実施されている取り組みや工夫について紹介します

官民間の情報連携の実務上の課題

現状の個人情報保護法の制約のもとでは、要対協の枠組み内でないと（→要対協の対象世帯で、かつ、助成を受けて実際にこども宅食等を行う民間団体が要対協に所している場合）、本人同意の無い場合は、自治体・宅食民間団体間で個人情報は共有できない。

- (申込み時) 自治体が見守りを必要と判断する家庭に、こども宅食の申込みチラシを渡す（→ 行政から直接、民間団体に個人情報を渡す訳ではない）。特に、乳幼児全戸訪問事業の保健師や保育園などと連携し、気になる家庭の発見ができています。
- (申込み～見守り中) 宅食団体から利用者本人に対し、行政や他機関と連携する事業であることの説明や、見守り活動の中で把握した情報を個別に行政や他の専門機関につなぐ場合に、本人への丁寧な説明や同意取得を徹底すること。
- (座組み) 要対協に所属する市区町村の社会福祉協議会や、児童家庭支援センターなどを事務局団体とし、食堂実施者などが組んで複数団体（グループ）で実施すること。

要対協に所属する市区町村の社会福祉協議会や、児童家庭支援センターなどを事務局団体とし、食堂実施者などが組んで複数団体（グループ）で実施するイメージ：



4. 都道府県の助成事業について

<p>実施主体： 都道府県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 都道府県内で広域に活動する中間支援法人（民間団体） 補助率：国 2/3、都道府県 1/3 補助単価案： 1都道府県 6千万円
<p>※第4(2)の 事業</p>	<p>研修等（4（2）①）※必須</p> <p>民間団体等への<u>こども宅食等の費用の助成</u>、ノウハウ提供や助言等（4（2）②）</p> <p>自らこども宅食等を運営する（4（2）③）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品・食材等の提供、広報、自治体への働きかけ等の支援（4（2）④）
<p>実施主体： 市区町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託又は補助先： 民間団体 補助率：国 2/3、市区町村 1/3 <ul style="list-style-type: none"> 支援対象児童等の見守り活動（来所・訪問） 補助基準額： 1か所当たり 10,021千円 居宅訪問の場合、<u>巡回活動費強化 + 5,218千円 拡充</u> ※第4(1)の事業

民間団体等へのこども宅食等の費用の助成、ノウハウ提供や助言等（事業4（2）②）

「別紙1アウトリーチ支援・宅食事業助成要領」より抜粋・要約

上限額	1助成対象事業者当たり 50 万円
期間	採択の決定日から、令和6年3月末日まで ※今年度内
助成の対象者	申請時点において、こども宅食等を実施している（+1年以上の活動実績）
助成対象事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭への訪問頻度は月に1回以上 ・ こども等の状況を把握 ・ 支援が必要なこどもを発見した際に市区町村に連絡し、適切な支援につなげる ・ こども自身が支援の申し込みを行えるような工夫をすること 等
市区町村との連携	こども宅食等の実施場所が所在する市区町村にこども宅食等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。
対象経費	賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、借料及び損料、備品購入費

- 1) 【事業主体】社会福祉協議会や保育園など、1年以上子育て支援事業の実績が十分あり、今回新たにこども宅食を開始する団体は、助成対象にならないのか？
- 2) 【対象世帯】支援対象児童等見守り強化事業と同様、特定妊婦や予期せぬ妊娠をした妊婦等、子どもが生まれる前の世帯も対象になると考えてよいか？
- 3) 【経費】対象世帯・子どもに手渡す消耗品費・食糧費の額と、その他の団体の活動費の割合について、特に条件は無いとの理解で良いか？
- 4) もし来年度も実施される場合、事業期間が長くなると想定されるが、上限額（1助成対象事業者当たり 50 万円）について応分の調整は検討されるか？